

議

長 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第8号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 田

代 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第8号、質問議員、8番 田代実。件名、耕作放棄地を防止するため農振農用地指定の解除を。

要旨。農業振興を目的に、農地の公図地番ごとに農振農用地を指定した一団の農地を対象に、農道整備や施設整備を行ってきましたが、近年の松田町の農地は担い手不足等によって、葛葉フジや竹林に覆われ復元できない耕作放棄地が多くなっています。

耕作放棄地が増加する最大の要因は、農振農用地は一度指定されると容易に解除できないため、山林に転用できないことが問題です。このことについて、次のとおり町長に伺います。

(1) 松田地区と寄地区の農振農用地内の耕作放棄地の面積について。

(2) 農振農用地指定の解除要件を満たしての山林転用の可能性について。

(3) 農振農用地を解除できない耕作放棄地に対する対応について。

以上3点について、よろしく願いいたします。

町

長 皆さん、おはようございます。定例会二日目、よろしく願いをいたします。

それでは、田代議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、現在、松田農業振興地域整備計画書は平成30年3月に策定をしており、農業振興地域総面積は427.1ヘクタールで、内訳は農用地158.4ヘクタール、山林原野199.7ヘクタール、住宅地25.6ヘクタール、そのほか43.4ヘクタールとなっております。

また、農用地の158.4ヘクタールの内、農業振興地域農用地として129.3ヘクタールを地番指定しており、松田地区が54.7ヘクタール、寄地区74.6ヘクタールでございます。

それでは一つ目の御質問にお答えします。最新の令和6年度の内容を説明いたしますと、本町の遊休農地、いわゆる「耕作放棄地」は、農業振興地域農用地面積129.3ヘクタールのうち20.4ヘクタール、割合にして15.7%が遊休農地でございます。地区別では、松田地区の農用地が54.7ヘクタールのうち13.6ヘクタールが遊休農地であります。寄地区の農用地は74.6ヘクタールのうち6.9ヘクタールが遊休農地となっております。

次に二つ目の御質問にお答えします。農用地の指定解除につきましては、本町が策定いたしました農業振興地域整備計画に支障がなく、「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる「農振法」第13条第2項による計画の変更の要件を全て満たし、かつ農振除外の目的が本町の農用地区域からの除外要件に該当するものに限られます。

具体的には、「農用地利用計画」にのっとりた上で、六つの要件を全て満たす必要があります。一つ目に、農用地以外の土地とすることが必要で、かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。二つ目に、農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。三つ目に、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。四つ目に、農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。五つ目に、農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していること。六つ目に、農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の達成に支障を及ぼすことがないこととなっております。

次に、そうした農用地区域内農地を解除する要件を全てクリアした上で、山林転用の可能性についてお答えをいたします。

まず、農用地指定されている土地については、町が定める「農業振興地域整備計画」に基づき、長期的に農業上の利用を確保すべき優良な農地としてされており、農振法第17条による「農地等の転用の制限」による県の同意が得られない限り、現在の法律での農地転用は非常に難しいものとなっております。

なお、農地転用の見直しにつきましては、おおむね5年に一度の「農業振興地域整備計画」の定期見直しにて、県と調整を行うもので、現在、本町では令

和7年度末を目標に計画変更を行う予定で進めております。

計画の見直しでは、町の農用地区域の設定基準に照らして、除外すべきか調整を行うものであり、国の方針では、農業振興を図り、農用地を減らさないことが前提であります。また、ほかの市町村の事例では、定期見直しにより除外した例はほとんどなく、見直しが行われた例は、山林の状況で接道がない「ぼつんとした農地」のような状況のため、やむを得ず認めたものがありました。また、見直しの中で、例えば、町がその土地を含めて、農業振興として木材供給を図っていくなどの計画があれば、県との調整によって、転用が可能ではないかという事例を確認しております。

次に、三つ目の御質問にお答えいたします。農振農用地を解除できない耕作放棄地の対策については、現在行っている主な町の実組3点を御回答させていただきます。

1点目は、荒廃農地化を防ぐための取組といたしまして、農地が荒れる前に、貸借り等を活発に行っていただけるよう、令和5年度から「新規就農者等担い手支援補助金」を創設し、新たな担い手や規模拡大を考えている既存の町内農業者を後押ししております。

二つ目に、平成26年から制度開始をいたしました農地中間管理機構による農地の貸借で、いわゆる「農地バンク」という制度でございます。農地を借りたい人、貸したい人の相対での賃借契約に比べ、負担感も少ないことから、農地の貸付け希望のある方に、農地中間管理機構の貸付け希望申出書の提出を促しております。

3点目は、既に荒廃してしまった農地を作付可能な農地に戻すための制度として、令和7年度から「遊休農地等再生事業補助金」制度を開始しております。市街化区域を除いた農地で、遊休農地の状況を三つに分類して、500平方メートル当たりの単価にて補助をしております。この補助金は、当初、制度を開始した際の条件では、農用地のみを対象にしておりましたが、実績がなかったため、要綱改正を行い、市街化区域を除いた農地に条件緩和をしております。

こうした本町の実組につきましては、今後も継続して農業施策の目標に掲げ

ておりますとおり、毎年実施しております「農地利用状況調査」を通して、耕作されていない農地の所有者などから、将来にわたる農業経営について御意見を賜り、管理ができていない方の情報などをまとめて、持続可能な地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

8 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございます。

今回こういった質問させていただいたのは、前回の12月、松田町におけるクマ対策とジビエ処理加工施設の今後の運営という中で、クマについて、1点目、触れさせていただきました。あまりクマ、クマと発言してしまうと、松田町の印象が少し悪くなるのではないかとということで、今回のタイトルが、耕作放棄地を防止するため農振農用地指定の解除というふうに弱めました。実際には、クマ対策、クマの出没を防止するため、農振農用地指定の解除というふうに読み替えていただきたいと思います。活字に残すと、ちょっとクマとあまり表現すると、誘客とか定住を進めるのに妨害しているような感じになりますので、こういった表現にさせていただきます。でも本当にね、すごい深刻な問題なんで、前回の12月の一般質問に続き、第2弾ということで、具体的に今回質問させていただきました。

1番、2番については、主に担当参事から、ちょっと確認事項ということで質問させていただいて、3番が一番大きい問題だと思います。農振農用地の解除と。これについて、私も役場にいたときに農業委員会事務局を担当したりだとか、あとは自分でも農地を耕作しているんで、農家にとって、この農振農用地を指定されてしまうと、大変な問題だと。よいときはいいんですよ。行け行けどんどんで整備してもらえますから。担い手がいなくなった場合に、農地以外に維持することできないんですよ。極論で言うと、山林に転用すれば、今県の通称水源環境税ですか、そういったものがあって、施業をほとんど県が負担して、地主の負担なしで行っていくと。耕作放棄地を防止する最高の私は手段だと思います。そのためには、地番指定されている荒れ山について、農振農用地を解除してほしいということで今回発言しました。皮肉なことに、農振農

用地が増えると、そこにシカ、イノシシ、もっと恐ろしいのはクマが定住し始めています。荒廃農地が増えれば増えるほど、今のシカ、イノシシ、クマが定住して、そこを起点に、優良農地、しっかりミカンやお茶を作っているところにある農作物。穀類もあると思います。そういったものを食べ荒らしてしまうということで、一段の荒れ山については、農振農用地を解除していかないと、将来の松田の農業はないというふうなことを前提に質問させていただきます。

まず1点目です。先ほど明確な回答ありました。松田町の今、守る面積が農振農用地で全部で約130ヘクタールですね、あると。そのうち、15%が荒廃地になっていると。松田地区では25%、寄で9%ということで、多分、寄はお茶で耕作しやすいから、松田地区のミカン畑と違って、ある程度管理しやすいのかな。だから、10%行かないのかなと。片方のミカンのほうは、ミカン価格が暴落したことも原因になって、毎年荒廃農地が増えてます。そこで回答のあった松田地区15%、寄地区9%ですか。これが荒廃農地になっているんですけど、これ何件ぐらいですかね。あとはこの要因として、担い手不足だと思うんですけども、荒廃農地が多くなっている裏づけとして、農家の状況、これについて、参事のほうで数字持っていましたら、御回答をお願いいたします。

参事兼観光経済課長     ただいまの質問の遊休農地のそれぞれの地区の件数については、すみません、詳しいデータを持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

状況といたしましては、議員さんの御発言のとおり、現在の荒廃地に、耕作放棄地につきましては、高齢化等担い手不足、採算性の低下、鳥獣の被害、こういった要因によりまして、年々、耕作放棄地が増えている状況があります。町としましても非常に憂慮すべき事態と考えております。

対策といたしましては、地域計画の集約集積等がありますが、松田町のような急傾斜地の農地ではなかなか難しい現状がございます。

8 番 田 代     先ほど、件数は後ほどだったんですけど、枝の部分ですから結構です。それは出さなくて結構です。

担当参事としてね、では、例えば松田地区でいいですよ、松田地区に限定し

て、10年後の耕作放棄地、また20年後の耕作放棄地、その状況についてどのように考えられるのかと。特に私はね、各農家で後継者がいるかどうかなんですよ。その辺も踏まえた中で、担当として、この耕作放棄地、今現在、松田で15%、寄で9%、松田についてこの15%の数字が上がるか下がるか。下がるってことはないんですけども。どのように耕作放棄地がこれから推移していくか。これについて担当としての考えをお願いします。

参事兼観光経済課長 御質問どおり、御質問のとおり、参事としての私見でお答えさせていただきます。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、10年後、20年後の耕作放棄地については、要因としていたしましては、高齢化と担い手不足、特に松田町、先ほどの御質問にありましたとおり、ミカンがいい時期があったんですが、採算性が合わない、低下しているというような状況がございます。また鳥獣被害などの要因によりまして、10年後、20年後は耕作放棄地が増えている状況が考えられます。

しかし、現状のとおり、現状、理念は、国としての理念は守る。しかし現実には、担い手がいなければ守れないといったものがございまして、理念と現実が合っていない状況がございます。松田地区、寄地区という御質問がありましたが、松田地区については先ほどの御質問のとおり、ミカンがよかった時期が過ぎて、松田山を視察とか農地パトロールに行きますと、やはり荒れておりまして、ミカンの代わりにレモンを植えても、なかなかそれが対策としてならないといった、またはミカンが枯れてしまい、ススキが覆っているような状況も確認しております。こういったことで、松田地区はさらなる耕作放棄地が増えていくのではないかと思います。寄についても、パトロールをした中ではお茶ということがございましたが、お茶も栽培できているところは栽培できているんですが、そのまま放置されてまして、お茶が伸び放題といったところもございました。寄地区についても、担い手、そういった問題によりまして、耕作放棄地、遊休農地が増えるというような見込みが考えられます。

8 番 田 代 はい。回答ありがとうございます。

1 番については、耕作放棄地、今の現状に対してこれからどうなっていくの

かと、これが大きいポイントで質問をさせていただきました。値段が、ミカン、最近よくなっているんですけども、後継者の育った環境、意識によって、担い手が農地を守れるかというのは、私は一番大きなポイントだと思います。私、御存じのとおり昭和30年生まれで、今年70になりました。30年代生まれの方は、何とか細々と、担い手として、何割かの方はやっていただけると思います。ところが30年代後半、高度経済成長期、特に40年代に育った方、そういった方は、もう家庭をすごい大事にします。事実うちの子供でも、一切うちの手伝いはしないです。自分の仕事があるから勘弁してくれ、おやじの時代で終わりにしてくれと。お金が少しなるとかそうではなくて、今二人が働ければ、農地なんてやらなくても、十分生活できるんですよ。だから担い手がいなくなる。40年代以降、50年代、60年代という親御さん見てると、本当に子供を大事にして、二人で育て、あの小学校、幼稚園、そういった行事は夫婦で出ていると。もう土日なんて百姓なんてやらないですよ。そういう背景があるから、私はこのパーセンテージが、20年後には50パーになるんじゃないかな。これ松田山でちょっと限らせていただきます。松田山の地主さんは、ある程度、耕作者は顔が見えますから、そのおのおの家の後継者の方をイメージすると、50%ぐらい行ってしまうんじゃないかな。これ20年後です。私が生きてるかどうか分かんないです。ただ、そうなる前に手を打つことがあるんじゃないかということで、今回質問をさせていただきました。

2点目に移らせていただきます。2点目、農振農用地指定の解除要件を満たして、山林転用の可能性、これがあるのかと。冒頭、私お話ししたとおり、かなりこれ厳しい法律です。ちょっとやそつとでは、県は、許認可を持っている県は解除しないです。そういった例で、松田町において、こういった耕作放棄地を解除した事例があるか、これ松田山でも寄でも結構です。まずそういった事例が過去にあるか、これが確認事項です。よろしくお願いします。

参事兼観光経済課長 はい。まず現在の計画の見直しであります。平成30年の時点でございますので、見直しについて説明させていただきます。

8 番 田 代 今までいいんだ。今までで解除した事例があるか。

参事兼観光経済課長      じゃあ、それを含めて説明させていただきます。

その際の農用地の除外の実績につきましては、寄の萱沼にありました養鶏場並びにその周辺の農用地に対しまして、近代化不適地という理由で農用地が除外されました。また寄地区でも、小規模の点在、先ほど町長の答弁にありましてとおり、接道がないぽつんとした農地のような場所について、農用地の除外がされた経過がございました。そのほか、農用地が公共用地、町の買収によりまして、町道や農道になった場所につきまして、同じく農用地の除外をした経過がございます。

以上です。

8 番 田 代      寄の事例は分かりました。松田山の事例でいかがでしょうか。

参事兼観光経済課長      はい。松田山の事例では、先ほど答弁させていただきました、農道になった中央農道、そこで町が買収したところには、については農用地の除外をした経過がございました。

8 番 田 代      ちょっと角度を変えて、私の持論を申し上げます。

都市計画図です。御存じだと思います。ここのラインが都市計画区域の北側になります。北限です。南側は松田山ね、松田山に限っては、東名から北です。これが調整区域の指定しています。神山については、平地を除いた山間地ですね。ほとんどミカンが植わっているか、一部山林なんですけど、ここについても調整区域の指定。一方の寄は、御存じのように、都市計画区域外ということで、このことについて私の私見を述べさせていただきます。農振農用地、全ていけないわけではないです。基盤整備するとき、近代化施設を整備するときには、必ず農用地面積が要件になります。しかし農業がこうやって停滞してしまった。でも簡単に解除すると、今度は乱開発なんですよ。それがあるから、私はここでちょっと寄は除外して、松田地区についてお話しすると、農地法、農振の絡みの法律、それである程度畑は守られています。ただ一方で弊害の部分を今、出しています。見方を変えると、都市計画区域、これでしっかりと、調整区域は厳しい法律ですから、簡単に乱開発できません。遠藤さん、この辺分かると思うんだけど、ここの部分、これは私ね、標高200メートルからね

400メートルぐらいのラインなんですけれども、ここから急になってるんですよ。これは山林。この都市計画区域の調整区域の北限のラインから南が畑が多いんですよ。それに農振農用地が指定され、農道も結構入っていると。そういう考えで、まずよろしいですよ。

参事兼観光経済課長 はい、おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

8 番 田 代 すみません。申し訳ないです。こういったことで、一つは都市計画法で、調整区域の指定なんで、乱開発が食い止められると。そのような県にね、農振農用地の解除を申請するときに、ぜひ追い風の言葉なんで、その辺は説明資料としてお願いしたいんですよ。では、具体的に農振農用地の解除が必要かどうかという事例をお話しします。ほとんど農道整備したところは、その整備とセットで農振農用地に指定されるか、以前から農振農用地の指定を受けていて、その整備ができたということで、新しい農道が入ると、その周りほとんど農振農用地、農業やっていけよと。多額な金を投資して整備できたんだから、農振農用地を指定すると。または優良農地だから、以前から指定されていたということで、そういったものは簡単に解除されません。一つの事例をお話しすると、私の住んでいる根石、その裏側の根石山。これについては、皆さん若いからあまり記憶ないと思うんですけど、昭和39年、農業構造改善事業、松田町の第1号として整備しました。2期計画で40年以降行う予定だったんですけども、面白い話で、ミカンがすごい高かったんですよ。1台トラック、2トン車で2トン出せば、借家が1軒建ったと。そのような時代でしたから、2期工事の拡幅については、地権者の協力ができなかったんですよ。いや、それだけ取られちゃったら、ミカンで稼いだほうがいいし、何とか軽トラックで入っていけるんだから、そんな3メートルの農道はもう造らなくていいと。この事例を基にお話しします。

農業改善、構造改善事業に行った3メートルの農道、しっかりしたあの緩い勾配で、農地の中を走ってます。で、その周りは全て農振農用地です。ここからポイントなんですけれども、今お話ししたように、その先の二期工事でできなかった昔ながらの細い認定外道路、認定外農道。これについては農振農用

地がかかっていないんですよ。この辺についてはね、副町長が一番、あの、地権者であり、また経済課でも農道整備したと思うんで、後からお伺いしますけれども。副町長も御存じのように、根石山、今、東名から上、昔は根石山まで20町歩ぐらいあったような話を聞いております。20ヘクタールです。ミカンがいいから、みんな一生懸命やったんですよ。秋田県、山形県とか東北の水田農家の方が収穫作業で来て、その家に泊まって、根石だけでも30人とかそのぐらいの人が泊まって作業していたと、そういうよい時代です。そのときはミカンがよかった。39年の構造改善事業で農道も大きいのが入って、すごい活気があったんですよ。ところが47年の暴落を機に、皆さん大きくやっているから、生活できないから、他産業に仕事を移してしまうんですよ。ですから、耕作放棄地が、皮肉なことに一番根石山が多い。その周りは農転できないから、もう荒れ山になっています。竹林、葛葉フジ、あとはススキですか。そういったもので。あと3点目に質問しますが、そこを元の農地に戻すなんて、とてもじゃないけどできない。急斜面で機械も入れられない。もう絶対に戻らない。そのような状況になっています。一方で、今お話しした第2期で行いたかった、中腹から最明寺公園に向けての農道についてはできませんでした。そこは農振農用地にかぶっていないから、しっかりした農家は山林に転用しています。山林に転用しているから、その中で、シカとイノシシの被害はあまり聞いたことないです。耕作放棄地になっているところに、シカ、イノシシ、クマがたまに来るのではなくて、定住化しています。そこを住みかにして、優良農地の農作物を食いあさっていると。このような状況です。ですから、私は解除していただきたいということで、副町長にちょっと、私見で結構なんでね、回答お願いしたいんですよけれども。根石山の状況、私が今お話しするように、絶対解除が必要だと。それが隣の西山農道、そこに完全に移っています。西山農道は通り抜けできない。荒廃地になって、車が通り抜けできない。東名の側道から少し入っただけで、もうそれから先は農地がない。次に中尾農道は、もう6年ぐらい前に、五、六年前に農道組合が解散しました。ですから、あと10年ぐらいたつと厳しいのかなと。次に馬草山農道かな。そこももう荒廃地になってい

る。大林農道も、今は何とか頑張っている。でも20年したら厳しいな。10年過ぎから、完全に荒廃地化してくるのかな。残るは県の補助金いただいたりして支援している、中山間農業地の中央農道沿い。それと橋倉。あの辺は少しは残っていくのかな。そこでね、それがポイントなんですけれども、荒廃地に住み着いたシカ、イノシシ、クマが、その優良農地を目がけて食いあさってくるんですよ。農家によっては、もうクマが出るからやだよってことで、それが原因で、今までは何とか耕作していたけど、もう行きたくないという声も出ています。そういった中で、この農振農用地を解除しないと大変な時代になってくるということで、副町長、私見についてお願いいたします。私の考えについて一つお願いします。

副町長 私見でというところで、私のほうでお断りをさせていただきます。

今、田代議員のほうから、根石の山の状況をですね、詳しくお話を聞きました。恥ずかしながらですね、私も昭和30年代生まれでですね、私の家も農家、ミカン農家をしていたというところもございます。先ほど議員さんのほうからですね、お話がありました第一次の農業改善事業、この第二次にですね、私のミカン畑といいますかね、そこも区域に入っていたんですけども、先ほどのお話のように、そこは農振農用地の網をかけずに済んだと、今、今で言うと済んだというような表現になってしまっています。というのもですね、私も本来であれば農業をやる身でもあったのかもしれませんが、御存じのように役場に入庁させていただいた機にですね、しばらくは続けていたんですが、やはり専業というところには非常に厳しい部分もございまして、山林に転用させていただいたということがございます。当時、森林組合ではなくて、造林公社ですか、造林公社というのがございまして、そこをお願いしましてですね、森林に転用をしたという経緯がございます。そういったところもございましてですね、私もあまり農業に関してですね、強いことを言うこともできないんですけども。実際に今、山を見てみますと、非常に荒れてるというのは、もう目の当たりです。先ほど出ました西山農道、また中尾農道の組合もですね、もう既に解散をしまっているということで、なかなか、今まで1年に1回組合員が出てで

すね、農道の手を整備をしたり、維持管理をしていただいた経緯もございますけども、今はなかなかそこもですね、不足してしまっているということで、荒れているというのは確かでございます。

この現状を見てですね、国県の農地を守っていく、農業の振興を守っていくというのは、非常にこれを私も分かります。ただ、やはり現実を見ると、非常に厳しいのかなということがございまして、またその反面ですね、やはり町としましても、獣害の被害も含めますけども、やはり山が荒れてくると、災害というところにもつながってくる可能性もあるかなというふうにこれを考えております。そういった中でですね、今の現状の法律、また制度のもとでですね、すぐに解除というのは非常に厳しい部分があると思いますけども、この辺はですね、農業の振興を図りつつですね、一方では、やはりこの解除の、解除というかね、緩和というかですね、条件の緩和ですとか、何かそういうところですね、行政も少し手を、要望という形になるのか分かりませんが、ちょっと形分かりませんが、何かその辺にですね、行政としても手を打っていかないといけないのかなというふうに考えております。

以上です。

8 番 田 代 副町長の立場で生の声ありがとうございます。

ここで2番はおしまいにして、時間の関係で3番に移らせていただきます。3番について、農振農用地を解除できない耕作放棄地に対する対応。これ予算でも、そういった耕作放棄地については、3番目の回答で、既に荒廃してしまった農地を作付可能な農地に戻すための制度として、令和7年から遊休農地等再生事業補助金、これを創設したと。あとは農地バンクで貸借りやっあってあっせんしているよと。それ以外に、平成5年から新規就農者と担い手支援補助金、こういうのやっっているよとあつたんですけども、実際にこの三つの事業の中で、荒廃地を元に戻して耕作している、そういった実例ありますか。これは参事、お願いします。

参事兼観光経済課長 はい。まず、新規就農者等担い手支援補助金の実績。

8 番 田 代 時間の関係でコンパクトに答えて。

参事兼観光経済課長 はい。でございます。令和5年度に2件です。4筆、面積で言いますと3,600平米。令和6年度では6件、筆数・・・

8 番 田 代 それ耕作放棄地を元に戻してるかどうかって質問なんですけど。

参事兼観光経済課長 そうです、そうです。

8 番 田 代 それ戻してる。はいはい。3,600平米。次は。

参事兼観光経済課長 令和6年度には6件、筆数で12筆、面積で6,600平米。令和7年度で1件、筆数でいうと3筆、面積で2,400平米でございます。3、今の御質問で、お答え、御質問のとおりお答えしますと、3年間の平米数の合計に対して、遊休農地の解消の実績は、3年間の計では約3%となっております。

次に農地バンク、農地中間管理機構の貸付件数と面積でございますが、令和5年度3件で、筆数5筆、面積で4,579平米、令和6年度6件で、筆数13筆、面積で言いますと7,339平米、令和7年度2件、筆数19筆、面積でいうと9,033平米でございます。先ほどのとおり、質問に対しての答えとなりますと、平米数の合計に対して、遊休農地の解消の実績は約8%となっております。

最後に今年度から制度を開始しました遊休農地再生事業につきましては、実績がないような状況でございます。

以上です。

8 番 田 代 ちょっと今聞いててびっくりしたのは、これ荒廃地になっているところを、農地バンクで借りて、耕作し直した。それと、その前の担い手支援事業ですか。それで、耕作放棄地をきれいにして耕作し始めた。違うんじゃないですか。今ある農地で、農地バンクで農地として何とか維持しているけれども、高齢化でできないから借りていると、そういったあつせんとか、そういうもんだと思うんですよ。耕作放棄地を元に戻した。それが両方で11%、これは私違うと思う。

参事兼観光経済課長 はい。すみません。おっしゃるとおり、すみません。遊休農地で答えてしまいました。中には耕作放棄地もございましたが。

8 番 田 代 時間もったいないから。

参事兼観光経済課長 遊休農地の実績でございました。

8 番 田 代 そこそこの農地を引き継いでやっている、そういう解釈ですね。

ここからが結論なんで、もう少し時間取りたかったんだけど。今ロスタイムになってしまったんで、申し訳ないです。町長ね、ここからは町長のお願いしたいことなんですよ。今お話ししたように、農振農用地の解除って、県って、農振農用地を守る立場だから簡単に解除してくれない。ところが、松田町以外にも、隣の山北町の急傾斜地、あとは南足柄もね、急傾斜地あります。それに農振がかぶっているところがあります。その辺をね、政治的に動いていただけないかなと。1市2町の町長が、現状はもう十分把握していると思います。そうすると、南足柄を中心に1市5町の一つの団体、首長懇があります。そういったところで話題に出していただいて、もう全面的にもう荒廃地が進んでいる場所です。隣はきれいにやっていて、その隣を山林というのはできないです。もう一連の荒廃地が進んでしまった箇所、そういったものについて、県に農振農用地を解除していただく。それについてぜひお願いしたいと思います。どうでしょうかね。

町長 一連の流れを見ていて、まず人の命を守らなきゃいけないというところからの質問だということで、何となく理解はできました。やっぱりこういった面ではですね、命を守っていかなきゃいけないようなと、いけない、守っていくことは当然我々がやらなきゃいけないこと。その原因として耕作放棄地が原因になっているとするならば、それを解消していかなきゃいけないというふうな感じで思っていますので。ただ一方です、確かになと思いつつながら、今、田代議員がおっしゃっていて、よく分かるんですけど、やっぱり、ときによかったときがあつて、そうじゃないときになって、今現在、困っているというふうなことは、当然困っていることは解除したいところなんですけども、やはり国県の施策の中でね、やっぱりどうしても食料安全保障だとか、そういった面で行くと、神奈川県だけでも食料自給率がエンゲル係数でたった2%しかないというふうなことからすると、一方でやっぱり、農業、農地を担当している我々としても、やっぱり農業振興を図りつつやらなきゃいけないので、それが図れないというような場所であれば、今、言われているようにですね、松田町だけの課題じゃないと思いますので、そういった意識を持っていただいているだろう

と思われる自治体とタッグを組んで、国県に対して要望をしていくということは、最終的には人の命を守っていくということにつながっていくことであれば、やっていきたいというふうに考えます。

以上です。

8 番 田 代 はい。明確な回答ありがとうございます。

1点、食料自給率、そういった面からも、昔はよかったけど、今困っているから農振駄目だよというのはいけないというのは分かります。で一番いい例が、私、あの南足柄の千津島に水田を持っています。平成の前半です。圃場整備をして、あの一帯がすごい大きくなりました。おかげで細かい農地だったものが1枚20アールの、圃場整備によって1枚の畑になりました。そうすると借り手がいるんですね。大型機械を持っている方に農業委員会の許可をいただいて、貸借契約を結びまして、もう20年以上作ってもらってます。ですからそういった場所について、開成町もそうです。圃場整備終わってきれいになっています。そこはもう米の自給率からいって、絶対守らなければいけない。私がお話ししているのは、もう駄目になっちゃった、じゃあそれが戻るのかというのが松田山の急斜面の荒廃地なんです。前回の質問、ちょっとポイントを朗読させていただきます。クマに襲われ死傷者が続出していることが社会問題となっている。クマの出没に対し、町民の身体を守る対策はと。これに対して、令和元年度から7年度までは65件、6年度から増加しているが、人的被害はない。今のところ人的被害はないと理解しています。クマ対策は、広報等で注意喚起や熊スプレー購入補助の通知やエサとなる放棄果樹をなくすため、放任果樹の伐採を行っている。これで止められるのかなという。先ほどお話ししたように、荒廃農地はだんだん多くなっています。そこに巣くって、巣を作って定住化して、優良農地を食べに来てる。これが事実です。その面積が多くなればなるほど、シカ、イノシシ、クマの生息数も多くなると思います。これについては猟友会の方と一度話したときに、やはり年々多くなっていると。あの耕作放棄地もかなり見られると、そういう話を実践論を聞いておりますので、この辺は御理解いただきたいと思います。県のほうでは緊急銃猟、これを自治体に委ねて、緊

急時には殺処分とあるんですけど、飛び過ぎているんですよ。この間にもう少しやることは、農振農用地の解除だというふうに思っています。もし県がこれだけ言って駄目だったら、逆に地主さん、私、皆さんとお話しして、何とかまとめたいと思うんですけど。これは町長がねロープウェイ構想ですか、寄までやった。あれとちょっと似てるんですけども、松田山の南面の荒廃農地を農振解除できなければ、農用地の指定解除できなければ、県営のシカ、イノシシ牧場、またはクマ牧場、そういったものを整備してもらってもいいのかなと思いますが、町長、この件どうでしょうか。とっぴな質問で申し訳ないです。

町長 アイデアとしてはお伺いをさせていただくというふうになりますけど。いや、別にあれです。いや、そういったところから何でも始まるわけですから、それは私はいいというか、アイデアとしてということを言わせてもらいました。

実際ですね、私も土地連の理事にもなっちゃっているところもあって、この間、内山のほうが圃場整備が終わったということで、本当に地域の方々をまとめていただく代表が、やっぱりトップがいて、最終的にやっていただいて、今使っています。ただ、田代議員がおっしゃるように、急勾配のね、ところが、本当に松田町は多いので、何とかそこをしていかなきゃなという思いは当然あります。

その中でですね、今その土地連のほうでも、まだまだちょっと事務方レベルで話しているんですけども、やはり松田山のその先ほどの都市計画のラインがありましたけど、それよりちょっと若干上のほうか、あの辺で1本、その東西に道を1本入れると、もう少し農業もしやすくなったりだとか、やっぱり谷を全部越えていかなきゃいけないですけどね。あれに例えば100億かかるのか、幾らかかるのかという数字を見て、例えばこれが100年構想だと1年間に1億じゃないですか。そういった未来を見ながらやっていくということをしていくようなこともしていかないと、考えていかないと、このままずっとしてもしようがないという思いも一方であります。なので、それも一つのアイデアです。今みたいな話を、やっぱり地主の方々とも話ししながら、将来に向けた松田山の利活用、また松田山のほうでそういった人的被害が出ないように対応してい

きたいというふうに考えています。

以上です。

8 番 田 代 ちょうどあと1分になりましたので、ゼロになると思いますが、簡潔に、最後の締めをさせていただきますので、議長よろしくお願いします。

町長からお話があった土地連の広域農道団体営農道、私もね、平成6年当時行っていたんで、そのことはすごい理解しております。当時はね、今の中央農道の入り口から松田山を横断して、山北の高松のほうまでつなげようと、そういう考えもありました。1本1本谷で切られている農道をつながれば、もっと農業振興になるんじゃないかという話もあったんですけど、その後、いろいろ賛同が得られなかったようで、立ち切れと、あとは財政的にも、県が落ちてきたのもありましたね。そういったことであの立ち切れになっています。ですから考えは分かります。ただ、それを通して、松田山についてはもう後継者がもういないということですので、その辺は御理解いただいた中で、これから事務屋では限界ありますのでね、やはり政治的なものがすごい大切なことだと思います。私も一議員として、地元の選出の県議会議員に強くお願いします。町長もそういった角度で、取りあえず南と山北の町長とその問題を話し合っただけのと、松田山の現状を、もう一度、今私のお伝えした目で、もう一度見ていただきたいと思います。それで賛同いただけるようでしたら、1市5町で一丸となって、やっぱり県西地区の問題点ということで、政治的に解決をお願いしたいということを強く要望して終わりにします。回答は結構です。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第8号、田代実君の一般質問を終わります。